

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前																																																																
<p>1 提供する事項の種類 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項	(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項	(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項	(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項	(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項	<p>1 提供する事項の種類 (同左)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項 (非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項	(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項	(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項	(8)ー1 提出事項 (非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項	(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項
申請事項等の名称	根拠法令																																																																
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項																																																																
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項																																																																
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項																																																																
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項																																																																
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																
(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項																																																																
(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項																																																																
(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項																																																																
(8)ー1 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項																																																																
(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項																																																																
申請事項等の名称	根拠法令																																																																
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項																																																																
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項																																																																
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項																																																																
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項																																																																
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 4 項																																																																
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																																
(6) 変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項																																																																
(7)ー1 廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項																																																																
(7)ー2 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項																																																																
(8)ー1 提出事項 (非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項																																																																
(8)ー2 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項																																																																
<p>2 レコードの内容及び記録要領</p> <p>各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 1ー1 から別紙 8ー2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項又は同令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項に定める事項 (以下「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。)のレコードの内容及び記録要領は、別紙 9ー1 及び別紙 9ー2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に基づき、上記(8)ー1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する</p>	<p>2 レコードの内容及び記録要領</p> <p>各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 1ー1 から別紙 8ー2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項又は同令第 25 条の 13 の 8 第 17 項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項に定める事項 (以下「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。)のレコードの内容及び記録要領は、別紙 9ー1 及び別紙 9ー2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に基づき、上記(8)ー1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する</p>																																																																

改正後	改正前
<p>同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10－1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)－2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10－2 のとおりである。</p> <p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (省略)</p> <p>4 ファイル名の仕様 (省略)</p> <p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 (省略)</p>	<p>同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10－1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)－2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10－2 のとおりである。</p> <p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (同左)</p> <p>4 ファイル名の仕様 (同左)</p> <p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 (同左)</p>

改正前

項目名	入力文字数	注釈事項
31 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5文字	申請者から「非課税適用所認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記載してください。 (例)「国税税務署 ー 0110」

改正後

項目名	入力文字数	注釈事項
30 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	金額 6文字以内	申請者から「非課税適用所認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記載してください。 (例)「国税税務署 ー 国税庁」
31 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	申請者から「非課税適用所認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記載してください。 (例)「国税税務署 ー 0110」

項目	項目名	入力文字基準		記録要領
				等をしたものごみなされて開説(以下「みなし開説」といいます。以下「シート」の内容及び記録要領3-1)において同じです。)された非課税口座である場合には、「前の項目……」の項目)としてください。
27	提出者の基本日における国内の住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内	勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座開設届出書(係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税通付開設書等に記載された基本日における住所(居所)又は所在地を勘定所長名から記録してください。 勘定設定期間が平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間である場合は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「前の項目」・「後の項目」としてください。
	提出者の整理番号	半角	14文字	非課税口座開設届出書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税通付開設書等に記載された整理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出され、未成年者非課税通付開設書又は未成年者口座開設止通知書に記載された整理番号を記録してください。 (例)「非課税整理番号 ー 0101」
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税整理番号 ー 1番1」
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税整理番号 ー 0101」

(注) 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定の両方が設けられている場合には、それぞれの勘定設定期間ごとに上記のシートを提出してください。

前 正 改

項目	項目名	入力文字基準				記録要領
		年号	年角	1文字以内	2文字以内	
24	提出者の基本日	年角	1文字以内			勘定設定期間が平成26年1月1日を記録してください。
25		年角	2文字以内			この場合、左列については「日」を記録し、また、「年」が「平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座開設届出書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税通付開設書、非課税管理勘定止通知書又は非課税口座開設止通知書(以下「シート」の内容及び記録要領3-1)において「非課税通付開設書」といいます。)に記載された基本日の「年、月及び日」及び「日」は、それぞれ別項目で住所を使用することに留意してください。 (例)「平成25年1月1日 ー 4.25.01.01」
26		年角	2文字以内			勘定設定期間が平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合は提出者の口座が恒続特別前払法第37条の1第24項の規定により非課税口座開設届出書の提出者をしたものごみなされて開説(以下「みなし開設」といいます。以下「シート」の内容及び記録要領3-1)において同じです。)された非課税口座である場合には、「前の項目」……「後の項目」としてください。
27	提出者の基本日における国内の住所(居所)又は所在地	全角	125文字以内			勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座開設届出書(係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税通付開設書等に記載された基本日における住所(居所)又は所在地を勘定所長名から記録してください。 勘定設定期間が平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「前の項目」・「後の項目」としてください。
28	提出者の整理番号	半角	14文字			非課税口座開設届出書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出者から提出を受けた非課税通付開設書等に記載された整理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出され、未成年者非課税通付開設書又は未成年者口座開設止通知書に記載された整理番号を記録してください。 (例)「非課税整理番号 ー 1番1」
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内			提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税整理番号 ー 1番1」
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字			提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税整理番号 ー 0101」

(注) 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定の両方が設けられている場合には、それぞれについて上記のシートを提出してください。

後 正 改

改正前

通番	項目名	入力文字基準	登録要領
30	投資前の金融機関取引業者等の営業所の所轄経済審判の番号	半角 5文字	提出者の投資前の金融機関取引業者等の所在地の所轄経済審判の番号を登録してください。 (例) 1種田投資審 ー 01101
31	投資先の金融機関取引業者等の営業所の所轄経済審判の名称	全角 6文字以内	提出者の投資先の金融機関取引業者等の所在地の所轄経済審判の名称を登録してください。 (例) 1種田投資審 ー 1種田
32	投資先の金融機関取引業者等の営業所の所轄経済審判の番号	半角 5文字	提出者の投資先の金融機関取引業者等の所在地の所轄経済審判の番号を登録してください。 (例) 1種田投資審 ー 01103

(注) 提出者の登録科目について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定が併行されている場合には、それぞれの勘定設定期間に上記のレコードを提示してください。

改正後

通番	項目名	入力文字基準	登録要領
30	投資前の金融機関取引業者等の営業所の所轄経済審判	半角 5文字	提出者の投資前の金融機関取引業者等の所在地の所轄経済審判の番号を登録してください。 (例) 1種田投資審 ー 01101
31	投資先の金融機関取引業者等の営業所の所轄経済審判	全角 6文字以内	提出者の投資先の金融機関取引業者等の所在地の所轄経済審判の名称を登録してください。 (例) 1種田投資審 ー 1種田
32	投資先の金融機関取引業者等の営業所の所轄経済審判	半角 5文字	提出者の投資先の金融機関取引業者等の所在地の所轄経済審判の番号を登録してください。 (例) 1種田投資審 ー 01103

(注) 提出者の登録科目について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成34年12月31日までの期間の勘定設定期間に係る非課税管理勘定の両方が併行されている場合は、それぞれ上記のレコードを提示してください。

改正前

項目番号	項目名	入力文字基準	記録基準
24	移管先の営業所の所在地	全角 60文字以内	移管先の営業所の名称を記録してください。
25	移管先の営業所の所在地	全角 125文字以内	移管先の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
26	移管年月日	5桁 1文字	移管がされた年月日の年、月及び日を記録してください。
27		年	(例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」
28		月	
29		日	
30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「[都道府県] - [都府]」
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	全角 5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「[都道府県] - [都府] - 0101」

(注) 移管がされた非課税口座について、平成29年7月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定振替期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間の勘定振替期間に係る非課税管理勘定の両方が行われている場合には、それぞれの勘定振替期間ごとに上記のコードを採録してください。

改正後

項目番号	項目名	入力文字基準	記録基準
22	移管先の営業所の所在地	全角 125文字以内	移管先の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
23	移管先の営業所の法人番号	半角 13文字以内	移管先の営業所に係る金融機関の取引業者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下別添9-2において同じです)を記録してください。
24	移管先の営業所の名称	全角 60文字以内	移管先の営業所の名称を記録してください。
25	移管先の営業所の所在地	全角 125文字以内	移管先の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
26	移管年月日	5桁 1文字	移管がされた年月日の年、月及び日を記録してください。
27		年	(例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」
28		月	
29		日	
30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「[都道府県] - [都府]」
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	全角 5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「[都道府県] - [都府] - 0101」

(注) 移管がされた非課税口座について、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定振替期間に係る非課税管理勘定と、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間の勘定振替期間に係る非課税管理勘定又は平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間の勘定振替期間に係る課税税務署の両方が行われている場合には、それぞれについて上記のコードを採録してください。

改正前

項目	項目名	入力文字基準	記述要領
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄投信簿の名称	全角 6文字以内	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投信簿の名称を登録してください。
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄投信簿の番号	半角 5文字	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投信簿の番号を登録してください。 (例)「種別投信簿 ー 0101」

改正後

項目	項目名	入力文字基準	記述要領
25	上場株式等の受入れをしていない旨	半角 1文字	項番24に「0」が登録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等受取引出書により購止された非課税管理助成又は新設投資助成による上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を登録してください。
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄投信簿の名称	全角 6文字以内	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投信簿の名称を登録してください。 (例)「種別投信簿 ー 種別」
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄投信簿の番号	半角 5文字	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投信簿の番号を登録してください。 (例)「種別投信簿 ー 0101」

改正前

項目	項目名	半角	入力文字数	印刷事項				
26	手続窓口廃止通知書の交付の有無	半角	1文字	提出者に対して手続窓口廃止通知書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を、それぞれ入力してください。				
27	上場株式等の受入れの有無	半角	1文字	本欄に「1」が填报されている場合は、手続窓口を廃止した日の属する年分の開業管理規定に上場株式等の受入れをしている場合は「1」、受入れをしていない場合は「0」を填报してください。				
28	勘定設定期間の区分	半角	1文字	本欄に「0」が填报されている場合には、「年の項目」及び「月の項目」としてください。 本欄に「1」が填报されている場合には、「勘定設定期間の区分」を記載してください。 この場合、手続窓口廃止届出書の提出日及び、1月1日から9月30日までの間に手続窓口を廃止したと申告その廃止した日の属する勘定設定期間の区分を、10月1日から12月31日までの間に手続窓口を廃止したと申告その廃止した日の属する年分の翌年1月1日の属する勘定設定期間の区分」欄に掲げる区分に応じて同表「印刷事項」欄にお入力してください。				
29	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角	2文字	勘定設定期間の区分 <table border="1"> <tr> <td>平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間</td> <td>4.26</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月1日から平成32年12月31日までの期間</td> <td>4.30</td> </tr> </table>	平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26	平成30年1月1日から平成32年12月31日までの期間	4.30
平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26							
平成30年1月1日から平成32年12月31日までの期間	4.30							
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所、提出者から入力し提出により手続窓口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関取引業者等の営業所又は提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記載してください。				
31	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所、提出者から入力し提出により手続窓口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関取引業者等の営業所又は提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記載してください。 (例)「国税庁税番—0110」				

改正後

項目	項目名	半角	入力文字数	印刷事項				
26	手続窓口廃止通知書の交付の有無	半角	1文字	提出者に対して手続窓口廃止通知書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を、それぞれ入力してください。				
27	上場株式等の受入れの有無	半角	1文字	本欄に「1」が填报されている場合は、手続窓口を廃止した日の属する年分の開業管理規定に上場株式等の受入れをしている場合は「1」、受入れをしていない場合は「0」を填报してください。				
28	勘定設定期間の区分	半角	1文字	本欄に「0」が填报されている場合には、「年の項目」及び「月の項目」としてください。 本欄に「1」が填报されている場合には、「勘定設定期間の区分」を記載してください。 この場合、手続窓口廃止届出書の提出日及び、1月1日から9月30日までの間に手続窓口を廃止したと申告その廃止した日の属する勘定設定期間の区分を、10月1日から12月31日までの間に手続窓口を廃止したと申告その廃止した日の属する年分の翌年1月1日の属する勘定設定期間の区分」欄に掲げる区分に応じて同表「印刷事項」欄にお入力してください。				
29	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角	2文字	勘定設定期間の区分 <table border="1"> <tr> <td>平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間</td> <td>4.26</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月1日から平成32年12月31日までの期間</td> <td>4.30</td> </tr> </table>	平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26	平成30年1月1日から平成32年12月31日までの期間	4.30
平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26							
平成30年1月1日から平成32年12月31日までの期間	4.30							
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所、提出者から入力し提出により手続窓口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関取引業者等の営業所又は提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記載してください。				
31	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所、提出者から入力し提出により手続窓口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融機関取引業者等の営業所又は提出者から手続窓口廃止届出書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記載してください。 (例)「国税庁税番—0110」				

○ レコードの内容及び記録要領(8)ー1【提出事項(非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)】

(別紙8ー1)

項目番号	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「008」を記録してください。
2	勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の出発地	半角 1文字	提出者の勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出した者をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領(8)ー1)において同じです。)から非課税管理勘定廃止通知書の出発地を指定する場合は「0」を、非課税口座廃止通知書の出発地を指定する場合は「1」を記録してください。
3	提出年月日	半角 12文字	提出者が勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を送付した年月日を記録してください。以下「レコード」の内容及び記録要領(8)ー1)において「提出通知書」といいます。を金融商品取引業者等の業所の長に提出した年月日の年、月及び日を記録してください。
4	この場合、充母については「A」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。	半角 2文字	(例)「平成30年11月1日」→「4.30.11.01」
5		半角 2文字	
6		半角 2文字	
7	提出者の氏名	半角 120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	提出者のフリガナ	半角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
9	提出者の生年月日	半角 12文字	提出者の生年月日を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
10	この場合、充母については「A」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。	半角 2文字	(例)「平成30年4月15日」→「4.01.04.15」
11		半角 2文字	
12		半角 2文字	
13	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
14	提出者の基礎日	半角 12文字以内	提出者の勘定定期間が平成26年7月1日から平成26年12月31日までで期間である場合は「1」、重要な日ではない場合は「0」を記録してください。
15	この場合、充母については「A」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。	半角 2文字以内	(例)「平成25年1月1日」→「4.25.01.01」
16		半角 2文字以内	
17		半角 2文字以内	
18	提出者の基礎日における国内の住所(住所)又は所在地	半角 125文字以内	提出者の勘定定期間が平成26年7月1日から平成26年12月31日までで期間である場合は「1」、重要な日ではない場合は「0」を記録してください。提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された基礎日の元号、年、月及び日を記録してください。
19	提出者の電話番号	半角 14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された電話番号を記録してください。
20	提出者の氏名が変更されている旨	半角 1文字	提出者20)に「1」が記録されている場合は、提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の氏名が変更された場合	半角 120文字以内	提出者20)に「1」が記録されている場合は「1」、変更されていない場合は「0」を記録してください。提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
22	提出者の氏名が変更された場合	半角 120文字以内	提出者20)に「1」が記録されている場合は「1」、変更されていない場合は「0」を記録してください。提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
23	金融商品取引業者等の業所の所在地	半角 40文字以内	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された業所の所在地を記録してください。
24	金融商品取引業者等の業所の所在地	半角 125文字以内	提出者から提出を受けた廃止通知書の出発先を金融商品取引業者等の業所の所在地を勘定科目から記録してください。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領(8)ー1【提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)】

(別紙8ー1)

項目番号	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「008」を記録してください。
2	勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の出発地	半角 1文字	提出者の勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出した者をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領(8)ー1)において同じです。)から勘定廃止通知書の出発地を指定する場合は「0」を、非課税口座廃止通知書の出発地を指定する場合は「1」を記録してください。
3	提出年月日	半角 12文字	提出者が勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を送付した年月日を記録してください。以下「レコード」の内容及び記録要領(8)ー1)において「提出通知書」といいます。を金融商品取引業者等の業所の長に提出した年月日の年、月及び日を記録してください。
4	この場合、充母については「A」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。	半角 2文字	(例)「平成30年11月1日」→「4.30.11.01」
5		半角 2文字	
6		半角 2文字	
7	提出者の氏名	半角 120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	提出者のフリガナ	半角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
9	提出者の生年月日	半角 12文字	提出者の生年月日を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
10	この場合、充母については「A」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。	半角 2文字	(例)「平成30年4月15日」→「4.01.04.15」
11		半角 2文字	
12		半角 2文字	
13	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
14	提出者の基礎日	半角 12文字以内	提出者の勘定定期間が平成26年7月1日から平成26年12月31日までで期間である場合は「1」、重要な日ではない場合は「0」を記録してください。提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された基礎日の元号、年、月及び日を記録してください。
15	この場合、充母については「A」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。	半角 2文字以内	(例)「平成25年1月1日」→「4.25.01.01」
16		半角 2文字以内	
17		半角 2文字以内	
18	提出者の基礎日における国内の住所(住所)又は所在地	半角 125文字以内	提出者の勘定定期間が平成26年7月1日から平成26年12月31日までで期間である場合は「1」、重要な日ではない場合は「0」を記録してください。提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された基礎日の元号、年、月及び日を記録してください。
19	提出者の電話番号	半角 14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された電話番号を記録してください。
20	提出者の氏名が変更されている旨	半角 1文字	提出者20)に「1」が記録されている場合は、提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の氏名が変更された場合	半角 120文字以内	提出者20)に「1」が記録されている場合は「1」、変更されていない場合は「0」を記録してください。提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
22	提出者の氏名が変更された場合	半角 120文字以内	提出者20)に「1」が記録されている場合は「1」、変更されていない場合は「0」を記録してください。提出者から提出された廃止通知書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については「フリガナローマ、フラスローマ、ミフリローマ」の順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
24	金融商品取引業者等の業所の所在地	半角 40文字以内	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された業所の所在地を記録してください。

改正後

改正前

項番	項目名	入力文字基準	記録要領	記録要領	
25	廃止通知書の提出の区分	半角	提出者から提出を受けた廃止通知書の区分、欄に掲げる区分を定義し「記録要領」欄のとおり記録してください。	記録要領	
			廃止通知書の名称	廃止通知書の区分	
			置出管理助定廃止通知書	金融商品取引業者等営業所ごとの提出の廃止された及び当該廃止した年月日及び同日の属する年の要領の各年について「置出管理助定廃止通知書の提出がある」と置出管理助定廃止通知書の提出がある場合は「0」を、1日未満に発生する置出管理助定廃止通知書の提出がある場合は「1」を、1日から30日までの間に、金融商品取引業者等営業所ごとの提出を受けた場合は、金融商品取引業者等営業所ごとの提出の属する年の要領の各年において「置出管理助定廃止通知書の提出を受けた年月日」を記載する(例)「1/1」から「12/31」までの間に、金融商品取引業者等営業所ごとの提出を受けた場合は、	0 1
			置出管理助定廃止通知書		
			置出管理助定廃止通知書		
26	廃止年月日	半角	1 文字	項番 25 に「0」が記載されている場合は「当該廃止した年月日」の元号、年、月及び日を、項番 25 に「1」が記載されている場合には項番 25 の「当該提出された年月日」の属する年の要領の1月1日の元号、年、月及び日を、項番 25 に「2」が記載されている場合には項番 25 の「当該提出された年月日」の元号、年、月及び日を記録してください。	
27	年	半角	2 文字		
28	月	半角	2 文字		
29	日	半角	1 文字		
30	欄に掲げようとする置出管理助定	半角	1 文字	廃止通知書の提出により欄に掲げようとする置出管理助定又は置出管理助定の年分元号及び年を記録してください。 (例)「平成30年9月28日 — 4.30.00.20」	
31	の年分	半角	2 文字	この場合、元明については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年分 — 4.30」	
32	置出管理助定の区分又は番号	半角	2 文字以内	金融商品取引業者等の営業所に「置出管理助定」を申請している提出者がその置出管理助定を置出しようとするため「置出管理助定」を提出した場合は、その置出管理助定の区分又は番号を記録してください。なお、半角数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」	
33	金融商品取引業者等の営業所ごとの置出管理助定の名称	全角	2 文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄庁の名称を記録してください。	
34	金融商品取引業者等の営業所の所轄庁の名称	全角	6 文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄庁の名称を記録してください。	
35	金融商品取引業者等の営業所の所轄庁の番号	半角	5 文字	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄庁の番号を記録してください。 (例)「置出管理助定 — 01101」	

改正後

項番	項目名	入力文字基準	記録要領	記録要領	
25	廃止通知書の提出の区分	半角	提出者から提出を受けた廃止通知書の区分、欄に掲げる区分を定義し「記録要領」欄のとおり記録してください。	記録要領	
			廃止通知書の名称	廃止通知書の区分	
			置出管理助定廃止通知書	金融商品取引業者等営業所ごとの提出の属する年の要領の各年について「置出管理助定廃止通知書の提出がある」と置出管理助定廃止通知書の提出がある場合は「0」を、1日未満に発生する置出管理助定廃止通知書の提出がある場合は「1」を、1日から30日までの間に、金融商品取引業者等営業所ごとの提出を受けた場合は、金融商品取引業者等営業所ごとの提出の属する年の要領の各年において「置出管理助定廃止通知書の提出を受けた年月日」を記載する(例)「1/1」から「12/31」までの間に、金融商品取引業者等営業所ごとの提出を受けた場合は、	0 1
			置出管理助定廃止通知書		
			置出管理助定廃止通知書		
26	廃止年月日	半角	1 文字	項番 25 に「0」が記載されている場合は「当該廃止した年月日」の元号、年、月及び日を、項番 25 に「1」が記載されている場合には項番 25 の「当該提出された年月日」の属する年の要領の1月1日の元号、年、月及び日を、項番 25 に「2」が記載されている場合には項番 25 の「当該提出された年月日」の元号、年、月及び日を記録してください。	
27	年	半角	2 文字		
28	月	半角	2 文字		
29	日	半角	1 文字		
30	欄に掲げようとする置出管理助定	半角	2 文字	廃止通知書の提出により欄に掲げようとする置出管理助定又は置出管理助定の年分元号及び年を記録してください。 (例)「平成30年9月28日 — 4.30.00.20」	
31	の年分	半角	2 文字	この場合、元明については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年分 — 4.30」	
32	置出管理助定の区分又は番号	半角	2 文字以内	金融商品取引業者等の営業所に「置出管理助定」を申請している提出者がその置出管理助定を置出しようとするため「置出管理助定」を提出した場合は、その置出管理助定の区分又は番号を記録してください。なお、半角数字又は半角文字の「- (ハイフン)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」	
33	金融商品取引業者等の営業所ごとの置出管理助定の名称	全角	2 文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄庁の名称を記録してください。	
34	金融商品取引業者等の営業所の所轄庁の名称	全角	6 文字以内	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄庁の名称を記録してください。	
35	金融商品取引業者等の営業所の所轄庁の番号	半角	5 文字	提出者から廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄庁の番号を記録してください。 (例)「置出管理助定 — 01101」	

○ レコードの内容及び記録要領⑨-1【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（租税特別措置法施行令第25条の13第24項）

（別紙9-1）

項目名	入力文字数	記録要領
1 非課税適用認許書の交付申請書と識別するための記号又は番号	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄財務局長に提供した非課税適用認許書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報（レコードの内容及び記号要領⑨-1）項各2)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません（97名のみ記録します。）。
2 非課税適用認許書又は非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書の別記連番番号	1文字	非課税適用認許書が交付される場合には「1」を、非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時に重複申請に係る非課税適用認許書が交付される場合には「2」を、同時に重複申請に係る非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3 整理番号	14文字	非課税適用認許書が交付される場合には、当該非課税適用認許書に記載された整理番号を記録します。非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（97名のみ記録します。）。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑨-1【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（租税特別措置法施行令第25条の13第22項）

（別紙9-1）

項目名	入力文字数	記録要領
1 非課税適用認許書の交付申請書を識別するよみの記号又は番号	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄財務局長に提供した非課税適用認許書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報（レコードの内容及び記号要領⑨-1）項各2)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません（97名のみ記録します。）。
2 非課税適用認許書又は非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書の別記連番番号	1文字	非課税適用認許書が交付される場合には「1」を、非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時に重複申請に係る非課税適用認許書が交付される場合には「2」を、同時に重複申請に係る非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3 整理番号	14文字	非課税適用認許書が交付される場合には、当該非課税適用認許書に記載された整理番号を記録します。非課税適用認許書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（97名のみ記録します。）。

改正後

○ レコードの内容及び記録要領(0)ー1【非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項】(租税特別措置法第37条の14第22項) (別紙10-1)

項目番号	項目名	入力文字数	記録要領
1	提出者の氏名	全角 170文字以内	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の氏名(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 7) を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角 130文字以内	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者のフリガナ(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 8) を記録します。
3	提出者の生年月日	半角 1文字	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の生年月日(元号、年、月及び日(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 9) から漢字の数字)を記録します。
4		半角 2文字	この場合、元号については、「年」及び「日」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5		半角 2文字	
6		半角 2文字	
7	非課税口座の開設又は非課税管理勘定の設定ができる旨又はできない旨	半角 1文字	非課税口座開設通知書又は非課税管理勘定通知書の提出された提出者(以下「レコードの内容及び記録要領(0)ー1」において「提出者」といいます。)の非課税口座の開設ができる又はその提出の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができない旨(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 30)及び項 31)を記録します。
8		半角 2文字	提出事項に記載された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は課止届出事項(課止年月日が同一のものに限ります。)の状況がある場合は「提出者」といって、その提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができない旨(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 32)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
9	提出者の管理番号	半角 14文字	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の管理番号(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 19)を記録します。
10	非課税管理勘定の年分	半角 1文字	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の非課税管理勘定の年分(元号及び年(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 30)及び項 31)を記録します。
11		半角 2文字	この場合、元号については「年」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。
12	禁止通知書識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の「全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の氏名(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 7)から漢字の数字」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領(0)ー1【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】(租税特別措置法第37条の14第22項) (別紙10-1)

項目番号	項目名	入力文字数	記録要領
1	提出者の氏名	全角 170文字以内	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の氏名(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 7) を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角 130文字以内	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者のフリガナ(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 8) を記録します。
3	提出者の生年月日	半角 1文字	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の生年月日(元号、年、月及び日(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 9) から漢字の数字)を記録します。
4		半角 2文字	この場合、元号については、「年」及び「日」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5		半角 2文字	
6		半角 2文字	
7	非課税口座の開設又は非課税管理勘定の設定ができる旨又はできない旨	半角 1文字	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができない旨(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 30)及び項 31)を記録します。
8		半角 2文字	提出事項に記載された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は課止届出事項(課止年月日が同一のものに限ります。)の状況がある場合は「提出者」といって、その提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができない旨(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 32)を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
9	提出者の管理番号	半角 14文字	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の管理番号(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 19)を記録します。
10	非課税管理勘定の年分	半角 1文字	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の非課税管理勘定の年分(元号及び年(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 30)及び項 31)を記録します。
11		半角 2文字	この場合、元号については「年」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。
12	禁止通知書識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の「全角(漢字及び片仮名の)提出者の氏名が所轄税務長官に提出された提出事項に記載された提出者の氏名(レコードの内容及び記録要領(0)ー1)項 7)から漢字の数字」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。

改正後